

魚沼民商だより

2020年

第2217号

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

安倍首相の辞任表明、

政治の転換を今こそ

8月18日、安倍首相が辞任を表

明致しました。安倍首相の在任期間が歴代首相の中でも最長となるなか、違憲の安保法制や秘密保護法、共謀罪を强行し、2度に渡っての消費税率の引き上げで日本経済を長期停滞させ、非正規労働者を増やし、社会保障削減で国民を痛めつけ、安倍政治のいいところが一つもありませんでした。また忘れてはならないのは、国

また忘れてはならないのは、国政の私物化で大問題となつた「モリ・カケ・桜」の3点セットは何ら真相が解明されていません。

安倍首相の辞任は、表向きでは持病の悪化を理由にしていますが、悪政に反撃する国民の世論と運動で追い詰めた結果です。

政治の激動に立ち向かい、主人公の政治を実現するために、市民と立憲野党の共闘発展に一翼を担うよう、秋の運動で強めて参ります。

経済対策、「消費税減税を打ち出せ！」、自動車パレードを実施します



小出支部、
残暑払いを開
きました

8月29日、小出支部は、いざかや樂さんにて、「残暑払い」を開き、8人が集まりました。

8月の相談内容について

- 持続化給付金の申請について、サポートして欲しい。
 - スポーツ店との委託事業契約を結んで収入を得ているのですが、今年の確定申告は給与所得として申告しました。このようなケースも持続化給付金の申請対象者に該当なると分かりましたので、申請手続きをしたい。
 - 今年2月に開業しました。持続化給付金申請の書類には、「収入等の申立書」のなかに、「税理士の署名又は押印する」箇所があります。相談したい。
 - 従業員の雇入れ手続きをお願いしたい。
 - 日本年金機構から社会保険の加入者についての「調査」依頼がきました。
 - 建設業許可申請の更新手続きが迫ってきた。何を揃えるのか教えて欲しい。
 - 国民健康保険税の減免申請書を作成した。見て欲しい。



美味しい料理を堪能しながらのおしゃべり会となりました

参加者のみなさん、久々の集まりでしたので、会員どうし大いに語り合いながら、お互の近況を出し合い、大切な情報交換が行われました。

●雇入れについて、現場でトラブルが起きた。どう対処したらいいのか。

●家賃支援給付金について、世帯主が国土交通省から土地の賃貸契約を締結し、その土地に旅館兼居宅があります。旅館業を営んでいるのは、その家族なので、同給付金は申請できるのでしょうか。

●法人決算ができた。申告のサポートをお願いしたい。

●南魚沼市の国民健康保険税減免申請書について、また後期高齢者医療保険料減免申請書について、一緒に提出する「減免に係る収入申告書」の書き方が統一されていない。とてもわかりづらい。

持続化給付金、農業申告者はほぼ全てが対象です

5月12日、衆議院農水委員会にて、江藤拓農水大臣の国会答弁（議事録）から、農業申告している方はほぼ全てが支給申請対象者であることが明らかになりました。

木村次郎議員（自民）に対しても、江藤農水大臣の答弁は、「特にこの持続化給付金につきましては、ほぼ全ての農業者の方々が、農林水産業に係る所得をしていらっしゃる方、全ての方々が対象になると理解しております」

近藤和也議員（国民党）に対して。江藤農水大臣の答弁は、「例えば、農林水産の場合は、農繁期である時期と農繁期でない時期があつて、1年をならして12で割って、そして、来年の1月15日が持続化給付金の締切ですから、その中で、所得の、売上の低かった月と比較すればいいという極めて柔軟な対応を農林水産分野ではできるということになつております」

大串博志議員（立憲）に対して。

江藤農水大臣の答弁は、「多くの農業者の方々が、自分は規模も小さいし、小規模であるから対象にならないだろうというような判断

断がされていることが多い。そして、農林の場合は、過去1年間の収入を12で割って、この1月15日までの期間で所得の低いときと比較していただければ、ほぼほとんどは対象になる可能性が極めて高いことあります」

みなさんの回りには、農業申告している方がいます。その方々に、「農業申告者も持続化給付金の申請ができるよ」と話してください。民商のことも話してください。そして民商を紹介してください。仲間を増やすことは、人助けの活動です。

酒類の手持品課税（戻税）の申告等について



8月27日、酒類の販売業者から、酒場、料飲店、旅館等の経営者に「酒類の手持品（戻税）の申告等の書類」が一齊に届けられました。

これは、今年10月1日に酒税率が改正され、酒税率の引き上げ又は引き下げが実施されることになります。通常、酒類は製造場から出荷された段階で酒税が課税されます。しかし、新旧税率の差額を調整する措置が行われます。これを手持品課税（戻税）と言われています。

今回、引き下げの酒類が多いことから戻税（還付）に該当する方が多いと思われます。よって、まず在庫数量の棚卸し作業を行わなければなりません。

事務所の来所の際には、事前にご連絡ください

昼以降から事務局員が事務所在の時間が増えていて、迷惑をおかけすることに大変申しわけありません。

ご相談等で来所する際は、必ず事前にご連絡くださいますよう宜しくお願い致します。

会費は一五日集金で
宜しくお願ひ致します

法律相談のお知らせ

日 時 9月 10日(木)
午後1時より

会 場 民商事務所
弁護士 大澤 理尋 先生
(新潟中央法律事務所)

相談料 3,000円

※ 事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。